

【部会名】税務研究部会 6月研修会

【日時】平成20年 6月13日 (金) PM2:00~4:00

【場所】法人会館2階会議室

【演題】平成20年度税制改正について

【講師】和久 審理担当調査官(法人課税第1部門)

【内容】主な内容は以下の通り。

(1) **耐用年数表(減価償却制度に於ける)の見直し**

機会及び装置では、390区分が55区分に・法定耐用年数も変わる。

(製造業では要注意。)

既存の資産も含め、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

イ.今までの償却方法を否定するものではない。平成20年4月1日以後は、新しい償却率を使うだけ。

ロ.耐用年数が拡大するケースでは、償却限度額が小さくなるので注意すること。

(2) **工事進行基準の適用要件の見直し**

工事期間が1年以上、請求額は10億円以上に

平成20年4月1日以後に開始する事業年度に着手する工事に。

(3) **リース取引の規定整備**

リース取引には、ファイナンスリース(支払いが終わったらその物件を貰える)とその他のリース(レンタル等)がある。

ファイナンスリースには、所有権移転のもの(所有権移転条項のあるもの・割安購入券付与のもの・特別仕様物権のもの)と、所有権移転外のものがある。

ファイナンスリースは買ったのと同じだから、所有権移転のものは資産計上していたが、所有権移転外のものには例外的に賃貸借契約も認めていた。

この賃貸借契約で処理すると、減価償却のケースより税金圧縮できた。

これを改めようとするもので

所有権移転外リースは、売買契約に準じて取り扱う。

イ.リース総額で資産計上し、減価償却をする。

ロ.リース期間定額法で行う(特別償却は出来ない)

何が問題だったのか・どう変わったのかを明確にした、判り易い研修であった。



講師の和久 審理担当調査官



会場一杯の 参加者